

ヒアリング実施案

目的

関係事業者又は有識者からの意見等を聴取することにより、「検討アジェンダ(案)」の審議を深めることを目的とする。

議事の取扱い

- 伝送設備規律、伝送サービス規律・コンテンツ規律、コンテンツ規律・法体系全般と、テーマごとにヒアリングを行う。
- ヒアリング対象1者当たり10分程度、意見を聴取した後、委員との意見交換を行う。意見聴取及び意見交換については、1者ずつ行う。
- ヒアリングは入れ替え制とせず、他者のヒアリングの際にも同席を認めることとする。
- ヒアリング対象者は、役員クラスとする。
- 議事は公開し、終了後に配付資料と議事録を公表する。

ヒアリングのスケジュール

- 第8回(9/26(金)):伝送設備規律
- 第9回(10/21(火)):伝送サービス規律及びコンテンツ規律
- 第10回(11/25(火)):コンテンツ規律及び法体系全般